

さいたま市島町西部土地区画整理事業

島西組合より第3号

まちづくりだより

== 自慢のふるさとづくりに向けて ==

発行 さいたま市島町西部土地区画整理組合 理事長 枝久保 達夫
住所 さいたま市見沼区島町460番地1
連絡先 TEL 048(688)8850 FAX 048(681)5011

謹 賀 新 年

旧年中は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当組合は昨年2月15日に事業認可を受け、早10ヶ月が経過いたしました。

これもひとえに皆様のご協力の賜物と、改めて感謝申し上げます。

さて、本年は工事の前段として、仮換地指定を予定しており、本格的工事への早期着手を目指し、役員一同鋭意努力いたす所存でございます。

新年にあたり、皆様のご健勝とご多幸をお祈りするとともに、本年もより一層のご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

なお、新年は1月11日から平常業務の開始とさせていただきます。

平成23年 元旦

さいたま市島町西部土地区画整理組合

理事長 枝久保 達夫

理事 大熊 義一 高橋 敏

細井 昌美 山崎 清隆

山崎 貞孝 山田 千代子

監事 山崎 宏一 山田 利男

吉田 敏雄

公式ウェブサイトを開設しました

本組合の公式ウェブサイトを作成、開設いたしましたので、お知らせいたします。

URLは以下の通りです。

<http://www.shimachoseibu.org>

今後、必要に応じ内容を更新いたしますので、お付き合いください。



方法① (推奨)

<http://www.shimachoseibu.org>
と入力してください。

方法②

島町西部土地区画整理組合
と入力し、検索してください。

Google
日本

Google 検索

Hi, Feeling Lucky

検索オプション
言語ツール

平成22年度の主な活動及び今後の予定

【昨年の活動】

平成22年

4月：まちづくりだより第1号発行

5月：組合事務所開設

：まちづくりだより第2号発行

6月：総代選挙実施

7月：第1回総代会

11月：公式ウェブサイト開設

【今後の予定】

平成23年 3月：第2回総代会

平成23年内：仮換地についての説明会

※昨年より引き続き、本年6月頃まで、各種測量の実施を予定しています。

これまでも本誌やチラシなどでお知らせしておりますが、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

事業に係る用語解説 : 換地（仮換地）とは？

土地区画整理事業では、公共施設の計画と同時に、皆様が所有されている従前の土地についても、従前の条件（位置や土地利用状況など）を考慮しながら、再配置を行います。

これを「換地設計」といい、置き換えられた個々の土地を「仮換地」といいます。

一般的には、事業に伴う道路築造工事などを

実施するため「仮換地指定」を行い、仮に施行後の土地の位置形状を指定します。

仮換地は、原則として事業終了直前に地区内一斉に実施される「換地処分」という行政処分を経て「換地」と確定し、登記などへ反映されることとなります。

土地建物の売買と土地区画整理法第76条申請（建物の新增改築など）について

これまで多くの問い合わせのありました、【地区内の土地建物の取り扱い】について、改めて説明いたします。

まず、事業地区内の土地や建物を売買することについては、組合や法の制限はかかりません。

しかし、以下①から③のいずれかを行う場合、若しくはそれに類する事を行う場合は、土地区画整理法第76条の対象となり、行為に制限などがかかることがありますので、事前に組合までご確認ください。

①土地の形質の変更（切土や盛土等）

②建築物その他の工作物の新築、改築、増築

③分割が容易でない総重量が5tを超える
物件の設置若しくは堆積

前述の①から③のいずれかに該当する、事業の妨げとなる恐れのある場合は、法第76条の申請を行い、組合と事前協議のうえ、さいたま市長の許可を受ける必要があります。

（法第76条の申請書は、組合事務所に備え付けております。）

また、この許可には不当でない範囲での条件が付されることがあります。

なお、許可を受けずに、新たに設置した物件については、自費で移築又は移転若しくは除却していただくこととなります。

建築等に着手する前には、組合までご確認くださいませよう、重ねてお願い申し上げます。

～事務局より～

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

本誌「まちづくりだより」は、1号・2号と同様に、原則として組合ウェブサイトに掲載します。今後ともご愛読くださいますようお願い申し上げます。

